

## 高齢者住宅改造助成事業を申請される方へ

**手続きの流れ**（※申請から決定まで1箇月程度時間がかかります。）

### ① 相談

住宅改修専門員の派遣を希望する場合には、長寿介護課地域ケア推進係へ以下の書類を提出。

#### 提出書類

ア 住宅改修指導専門員派遣申請書 →申請者記入

### ② 住宅改造助成申請

長寿介護課地域ケア推進係へ以下の書類を提出

#### 提出書類

ア 高齢者及び重度身体障害者住宅改造助成申請書 →申請者記入  
イ 工事計画書（整備前・整備予定図面）  
ウ 工事見積書 } →施工業者作成  
エ 整備前写真（日付が入っているもの、改修内容を書き込んだもの）  
オ 家主の承諾書（借家の場合） →家主記入



### ③ 訪問調査

長寿介護課職員、ケアマネジャー又は地域包括支援センター職員等が自宅に訪問して、本人の状態と住環境の調査を行います。

本人、家族、施工業者等、関係者の立会いをお願いします。

調査の結果、変更が必要な場合には、図面等の変更を行ってください。



### ④ 変更がある場合には申請書類の再提出

訪問調査の結果、工事内容等に変更があった場合には、長寿介護課地域ケア推進係へ以下の書類を提出

**提出書類** ※ ②から変更がない場合、再度の書類提出は不要です。

ア 高齢者及び重度身体障害者住宅改造助成申請書 →申請者記入  
イ 工事計画書（整備前・整備予定図面）  
ウ 工事見積書 } →施工業者作成  
エ 整備前写真（日付が入っているもの、改修箇所がわかるもの）  
オ 家主の承諾書（借家の場合） →家主記入



【裏面へ】

⑤ 決定（または却下）

申請者に決定通知書を送付

※ 決定日以降に着工してください。



⑥ 工事着工

工事施工中に、やむをえず工事内容等を変更する場合は、必ず変更前に長寿介護課へ連絡してください。連絡がない場合、助成を受けられない場合があります。

変更時提出書類

- |                           |           |
|---------------------------|-----------|
| ア 高齢者及び重度身体障害者住宅改造助成変更申請書 | →申請者記入    |
| イ 変更後の工事計画書（整備前・整備予定図面）   | } →施工業者作成 |
| ウ 変更後の工事見積書               |           |



⑦ 工事完了の届出

工事完了後、必要な書類を長寿介護課地域ケア推進係へ提出

提出書類

- |                              |              |
|------------------------------|--------------|
| ア 高齢者及び重度身体障害者住宅改造助成事業助成金請求書 | → 申請者記入      |
| イ 工事完成届                      | → 申請者・施工業者記入 |
| ウ 完成写真（日付が入っているもの）           | → 施工業者作成     |
| エ 施工業者への支払領収書の写し             |              |



⑧ 入金

工事完了書類の審査後、指定口座へ助成金を振込みます。

入金まで1箇月程度時間がかかる場合があります。

〒719-1192

総社市中央一丁目1番1号

TEL：0866-92-8373

総社市役所 長寿介護課 地域ケア推進係